

○平成 25 年度第 1 回教育遺産世界遺産登録推進協議会(平成 25 年 5 月 21 日開催)議事録

1 日 時 平成 25 年 5 月 21 日 (水) 午後 2 時 58 分から午後 4 時 07 分

2 場 所 (財) 都道府県会館 4 階 402 号室

3 出席者

○水戸市

会長・水戸市長
高橋 靖

副会長・足利市長
和泉 聡

副会長・日田市長
原田 啓介

水戸市教育委員会教育長
本多 清峰

足利市教育委員会教育長
高木 弘志

日田市教育委員会教育長
合原 多賀雄

水戸商工会議所会頭
和田 祐之介

足利市商工会議所会頭
早川 慶治郎

日田市商工会議所会頭
高山 英彦

水戸市世界遺産登録検討
専門委員
岡田 保良
五味 文彦

足利市世界遺産検討会議
メンバー
橋本 昭彦

日田市世界遺産登録検討
専門委員会
後藤 宗俊

茨城県教育庁参事兼
文化課長
伊藤 哲

栃木県教育委員会事務局
文化財課長
荷見 晃

大分県教育庁文化課参事
佐藤 英一

4 議題

報告第 1 号 平成 24 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

認定第 1 号 平成 24 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

議案第 1 号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を改正する規約について

議案第 2 号 教育遺産世界遺産登録推進協議会の財務に関する規程の一部を改正する規程について

議案第 3 号 教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム実行委員会規程について

議案第 4 号 平成 25 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

5 会議の内容

議事進行：武田課長

挨拶・紹介

○司会 只今から、平成 25 年度第 1 回教育遺産世界遺産登録推進協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、本協議会の会長、そして、副会長の方々からごあいさつをいただきます。

はじめに、会長でございます高橋靖水戸市長から御挨拶をいただきます。

○高橋会長 みなさんこんにちは。平成 25 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会の総会を開催するにあたり、日田市の原田市長さん、そして足利市の和泉市長さんをはじめ、各関係者の皆様方には御多用中にもかかわらず、こうして御参加をいただきましたことに、まずもって御礼と感謝を申し上げます。

皆様方におかれましては、それぞれの地域で世界遺産登録を目指すべく様々な活動を積極的に行っていたいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、敬意と感謝の意を表する次第でございます。

本協議会におきましては、皆様方の御協力をいただきまして、昨年の 11 月に設立総会を開催することができました。足利市、日田市、水戸市の 3 市の専門家の先生方、そして経済界の皆さん、行政関係者の英知を結集させて、我が国が誇るこの教育遺産の国際的な価値をしっかりと検証し、発信をして、このかけがえのない遺産を、それぞれの地域の遺産を後世にしっかりと伝えていこうと、そういう想いで 3 市の共同声明を発信したところでございます。

昨年度は、専門家の先生方を中心とした専門部会の開催などの取組を行ってまいりました。引き続き、この教育遺産の学術面での検証、検討を行っていきたいと思っています。また、日本遺産の創設の話も伝え聞いておりますけれども、国の世界遺産登録に向けた動きについても、この協議会としてどういう対応をしていくか、そのようなことも皆様方に協議、そして検討をいただければなと思っています。

水戸市のことで大変申し訳ないんですけれども、水戸市は今年の 4 月から文化庁のほうへ文化財の専門職員を職務研修として、派遣しております。そういった中で、国との意思疎通をしっかりと図るのと同時に、情報の交換、情報の共有化を図るための体制を強化していきたいと思っていますので、皆様方にも様々な面で、また御支援と御協力をいただければと思っています。

また、今日お越しいただいている水戸商工会議所の和田会頭が会長を務めております「偕楽園公園を愛する市民の会」という会がございまして、弘道館や偕楽園のいろんな活動を子供たちに伝える論語塾とか、そういった活動をしているんですけれども、昨年の 12 月に日本ユネスコ連盟のプロジェクト未来遺産に登録をされました。

こういったことを弾みとして、さまざまな研究をしながら、私たちも近世の教育遺産群ということで、世界遺産登録に向けて一層の努力をしていきたいと思っています。

また今年も、より具体的に魅力ある活動を展開して、この世界遺産登録へ向けた活動を、さらに一層活発化していきたいと思っていますので、特に専門家の先生方には様々な面で御助言をいただいて、この教育遺産としての付加価値を世界に認められるような、そういう学術面での御指導をいただければと思っています。私たちも行政として、市民の機運を盛り上げていく、これも非常に大切なことでもありますので、経済界の皆様方にも御協力いただきながら、市民と行政との協働でこの作業を進めていきたいと思っていますので、応援の程をよろしくお願ひしたいと思っています。引き続き、足利市と日田市と水戸市がしっかりとタッグを組んで、連携協力をして目的達成のため頑張っていきたいと思ひます。

関係者の皆様方の一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げながら、会長としての挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会者 高橋会長、ありがとうございました。

続きまして、先日の、足利市長選挙におきまして初当選され、本協議会の副会長でございます和泉聡

足利市長から御挨拶をいただきます。

○和泉副会長 はい、皆さんこんにちは。就任8日目ということになります、本当にフレッシュマンというか、たくさん事を勉強しながら8日間過ごしてきました。受験生に戻ったような気分で色々勉強させてもらっています。この世界遺産登録推進協議会について、職員からの説明を受けました。今後は非いろんな面で御指導いただければというふうに思います。

御承知のように足利市では足利学校の世界遺産登録を目指しまして、平成19年に文化庁へ提案を行ったところですが、文化庁の審査結果を受けて新たな世界遺産への挑戦として、本日お集まりの皆さんと連携を図り、取組を進めてきたというところでございます。

足利学校は中世に最も栄えましたので、江戸時代の研究、ここは少し手薄でした。近世の教育資産として皆様と共同の取組を通じて、江戸時代における足利学校の価値をあらためて認識しているというところであります。

先週金曜日に皆さんお気づきかと思いますが、足利学校に隣接した足利氏ゆかりの鑱阿寺、これが国宝に指定になりました。鎌倉時代最新の建築様式である禅宗様という、これをいち早く導入したというところがポイントとなって国宝ということになりました。足利市民にとっても大変良いニュースです。足利学校に隣接しているということで、この指定も教育遺産の世界遺産への弾みになってくれるんじゃないかというような期待も込めて、我々市民と共に受け止めているところでございます。

今年は昨年の水戸市に続いてですね、世界遺産登録推進国際シンポジウムを本市で開催させていただくことになっております。このイベントを通して、さらに市民の世界遺産登録へ向けた意識を高めて行きたいと考えているところであります。今後とも水戸市さん、日田市さんとですね、連携を深めて遺産登録へ向けて一丸となった取組を進めていきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひします。以上です。

○司会者 和泉副会長、ありがとうございました。続きまして、同じく副会長でございます原田啓介日田市長から御挨拶をいただきます。

○原田副会長 皆さんこんにちは。日田市の原田でございます。今回の目的は、先程高橋会長からしっかりお伝えができたのではないかと考えております。まず今回は、今回の足利市長選後初めてということで、和泉市長にお見えいただきました。先程の御挨拶の中で、積極的にこの活動にも参加していただけるというような力強いお言葉をいただいて、本当に胸をなでおろしているところでございます。

この中で、日田市の最近の動向といたしましては、今進めております咸宜園の創設者でございます廣瀬淡窓の居宅跡、国の史跡の指定を受けたということで、これを契機に市民の方にもこの活動の盛り上がりというのを挑戦していこうというふうに今考えているところでございます。

また今回、今年で2回目となります国際シンポジウムにも参加させていただきたいというふうに思っています。その中で、今後のまた動きそしてまた想いというものも、いろいろな方にお伝えできればというふうに考えておりますので、今後とも3市連携して力を合わせてこの活動を進めていきたいというふうに考えております。ぜひ皆様方に御尽力いただきますようお願い申し上げます、簡単ですけど、御挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。

○司会者 原田副会長、ありがとうございました。

それでは、これより議題に移らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、本協議会の規約によりまして高橋会長にお願いいたします。
高橋会長、よろしくをお願いいたします。

報告第1号 平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

○高橋会長 それでは規程に基づきまして、議事進行を務めさせていただきたいと思っております。

それでは早速ですが議事に入ります。

報告第1号 平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について事務局から説明をいたします。事務局。

○事務局 説明に先立ちましてお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

はじめに、A41枚の次第書がございまして、その次に出席者名簿、その次に会議資料の冊子、最後に参考資料として現在の本協議会の規約及び財務に関する規程をお配りしてございます。皆様よろしいでしょうか。

それでは、会議資料冊子1ページの報告第1号 平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について、御説明をさせていただきます。内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページ及び3ページを御覧いただきます。

まず、1 協議会の開催等につきましては、昨年の11月18日に、協議会の設立総会・第1回協議会会議を開催し、当協議会規約及び平成24年度事業計画及び予算を決定いたしますとともに、世界遺産登録を目指す3市長の共同声明を採択したところでございます。

その後、12月から3月にかけては、登録推進戦略、国内外の教育遺産の評価、保存管理方策を調査研究する三つの専門部会を開催し、それぞれの事項ごとに協議を行ってまいりました。

なお、それぞれの専門部会につきましては、今年度も継続して協議を行ってまいります。

このほか、4回の事務連絡会議を開催し、3市の連携を図りながら、事務レベルの協議を重ねてまいりました。

次に、2 調査研究事業につきましては、専門部会における協議や設立総会・第1回協議会会議に引き続き行いました国際シンポジウムの内容などを踏まえながら、教育遺産に関する調査研究を行ってまいりました。

次に、3 普及啓発事業といたしましては、協議会のホームページを開設したところでございます。

ホームページの中では、当協議会の活動内容や近世日本の教育遺産の概要と特徴、さらには、3市の教育遺産などの紹介を行っております。

説明は以上でございます。

○高橋会長 それでは只今事務局より説明のございました内容につきまして、御意見や御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。ございませんか。

はい、質問がないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

認定第1号 平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

○高橋会長 認定第1号 平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について事務局から説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 続きまして4ページの認定第1号 平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。

内容につきましては5ページを御覧頂きます。

はじめに、歳入の部であります。歳入決算総額は、92万9千26円でございます。

内訳といたしましては、各市の負担金として92万9千円のほか、諸収入として預金利子となっております。

次に歳出の部であります。歳出決算総額は、51万1千158円となっております。

主な内訳といたしましては、協議会ホームページの開設に係る関連業務委託料のほか、設立総会・協議会会議、三つの専門部会会議、事務連絡会議の開催などに要した費用でございます。

なお、歳入歳出の差引額41万7千868円につきましては、平成25年度に繰り越すことといたします。

説明は、以上です。

○高橋会長 はい、只今説明のありました歳入・歳出、決算についてでございますが、何か御意見や御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

はい、それでは認定第1号につきましてはこの代表により認定することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 はい、異議なしと言うことで認定とさせていただきます。

議案第1号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を改正する規約について

○高橋会長 それでは議案第1号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を改正する規約について、事務局から説明をいたします。事務局。

○事務局 ページを返していただいて、7ページを御覧いただきます。

議案第1号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を改正する規約について、御説明させていただきます。

まず、専決処分に関する規定についてでございますが、現在、規約の改正や予算の補正等につきましては、協議会会議を開催し、皆様に御審議をいただくこととなっておりますが、緊急を要する事項について、会議を招集することが困難である場合を想定し、専決処分に関する規定を設けるものでございます。

次に、当協議会委員の構成を規定しております別表1の改正についてでございますが、今後、市民協働による更なる推進体制の強化を目指し、新たに3市の市民団体の方にも参画いただくため、別表1に市民団体の項を追加してまいりたいと考えております。

なお、具体的な取組につきましては、今後、懇談会の場を設けるなどし、協議会に御参画いただく市民団体代表の皆様方から、幅広い御意見を募ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○高橋会長 はい、それでは只今御説明をいたしました規約の一部を改正する規約について、御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたします。特にありませんか。

はい、それでは議案第1号につきまして議案どおりとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 はい、ありがとうございました。

議案第2号 教育遺産世界遺産登録推進協議会の財務に関する規程の一部を改正する規約について

○高橋会長 それでは、次に議案第2号 教育遺産世界遺産登録推進協議会の財務に関する規程の一部を改正する規約について事務局から説明をいたします。事務局。

○事務局 はい、ページを返していただいて、8ページを御覧いただきます。議案第2号 教育遺産世界遺産登録推進協議会の財務に関する規程の一部を改正する規程について、御説明させていただきます。

第1条の改正につきましては、議案第1号において、協議会規約に専決処分に関する規定を設けたことにより、条番号が一つずれたことによるものでございます。

次に、別表第2の改正についてでございますが、これまで歳出予算科目の1款運営費、1項運営費には、1目運営費のみを設定しておりましたが、予算の内容を見やすくするため、目を二つに分け、1目を事業費、2目を事務費としたものでございます。

説明は、以上でございます。

○高橋会長 はい、ありがとうございました。それでは只今説明をいたしました内容につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

はい、それでは議案第2号につきまして議案どおり可決とすることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 はい、ありがとうございました。

議案第3号 教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム実行委員会規定について

○高橋会長 では次に、議案第3号 教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム実行委員会規定について事務局から説明をいたします。事務局。

○事務局 9ページの議案第3号 教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム実行委員会規程について、御説明させていただきます。

内容につきましては、ページを返していただきまして、10ページを御覧いただきます。

第1条は設置の趣旨、第2条は所掌事項についての規定でございます。

第3条は組織でございます。詳細は、後ほど11ページで御説明させていただきます。

第4条は委員長及び副委員長、第5条は関係者の出席についての規定でございます。

第6条は庶務、第7条は監査、第8条は財務に関する事項、そして、第9条は補則について規定してございまして、付則として、この規程は、本日、平成25年5月21日から施行するものとしてございます。

続きまして、11ページに移りまして、実行委員会の組織につきましては、3市の教育長、また、学識経験者として、3市の商工会議所の会頭、専門家をもって組織することとしております。

説明は以上でございます。

○高橋会長 はい、只今御説明のありました内容につきまして御意見・御質問等がありましたらお願いをいたします。よろしいですか。はい、それでは議案第3号につきましては原案のとおりとすることと

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 はい、ありがとうございました。

議案第4号 平成25年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

○高橋会長 それでは議案第4号 平成25年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について事務局から説明をいたします。事務局。

○事務局 12ページの議案第4号 平成25年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について、御説明いたします。

内容につきましては、13ページを御覧いただきます。

初めに、平成25年度の事業計画でございます。

まず、協議会の開催等といたしましては、協議会会議、専門部会、国際シンポジウム実行委員会、幹事会、事務連絡会議を、それぞれ記載のとおり開催いたします。

なお、協議会会議のうち、1回目は本日の開催、2回目は、年度末の3月、共同提案書の提出に向けての開催を予定しております。

また、専門部会の年7回は、専門部会Aを3回、B・C各2回の開催でございます。

次に、調査研究事業といたしまして、登録推進戦略、国内外の教育遺産の評価、資産の保存管理方策に関する調査研究、日本イコモス国内委員会との意見交換会の開催、文化庁との意見交換会の開催、検討状況報告書、共同提案書の作成、その他必要な事業を行います。

次に、普及啓発事業、要望活動といたしまして、協議会ホームページの運営、国際シンポジウムの開催、文化庁への暫定リストへの追加補充、協議会運営への財政的な支援等要望活動、その他必要な事業を行います。

15ページをお開き願います。

続きまして、平成25年度の予算について御説明いたします。

はじめに、歳入歳出予算の総額であります。第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4百7万8千円と定めます。

その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

なお、この歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合は、第2条に記載のとおり、款相互の金額は、必要に応じて流用することができることといたします。

また、この事項別明細であります。16ページをご覧ください。

まず、歳入の「負担金」366万円は、各市の負担金として、説明欄に記載のとおり、均等割と人口割により積算をしております。

また、「繰越金」の41万7千円は、前年度からの繰越金、「諸収入」の1千円は、預金利子を計上したものでございます。

ページを返していただいて、17ページを御覧いただきます。

次に、歳出の「運営費」のうち、「事業費」376万6千円は、説明欄に記載のとおり、国際シンポジウム実行委員会補助金120万9千円をはじめ、専門部会等の開催に要する経費として、費用弁償や会場借上料、その他消耗品費などを計上したものでございます。

「事務費」31万1千円につきましては、同じく説明欄に記載のとおり、消耗品費や印刷製本費、通信

運搬費など、事務に要する経費を計上したものでございます。

その他、予備費を科目設定として1千円計上しております。

説明は、以上でございます。

○高橋会長 はい、それでは只今事務局から説明のありました内容につきまして御意見・御質問等がありましたらお願いをいたします。事業計画等どうでしょうか。よろしいでしょうか。何かお気づきの点ありましたら、ご指摘をください。よろしいですか。はい、それでは今年度の協議会の事業計画と予算につきまして議案どおりとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 はい、ありがとうございました。

特に国際シンポジウム、今年10月に足利市さんで開催ということによろしく願いいたします。

世界遺産をめぐる動向等について

○高橋会長 それでは、次に、その他に移らせていただきます。

まず世界遺産をめぐる動向等についてでございますが、今日は文化庁文化審議会世界文化遺産特別委員会委員を務めるほか、日本イコモス国内委員会副委員長の要職を務めるなど、世界遺産登録に造詣の深い岡田保良先生に御参加いただいておりますので、世界遺産をめぐる動向や教育遺産の可能性、課題などについてお話をさせていただきたいと思っております。

岡田先生、今日はありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○岡田先生 岡田でございます。

私は、国士舘大学のイラク古代文化研究所という所で、古代文明を中心に研究するというのが本来の職責なんですけれども、御紹介いただきましたようにイコモスの活動を通じて2005年から6年間、パリにありますイコモスの本部で執行委員会のメンバーとして世界遺産登録の審査に関わっておりました。その関係でこの協議会や、文化庁の専門委員会の仲間に一昨年から入れていただきました。

今日は皆さん、つい最近の富士山と鎌倉の明暗の分かれたイコモスの勧告のニュースを御覧になり、世界遺産の最近の動向についてひととき強い関心がおありかと私勝手に想像いたしまして、今日は、一つには世界遺産はどうやって決まっていくのか、それからもう一つには富士山、鎌倉のイコモスによる勧告というものをどんなふう理解すればいいのか、そして時間が許されれば、個人的な印象としてこの教育遺産の今後の見通しについて、少し感想を述べさせていただければと思って、今日は会議に出させてもらいました。

皆さんのお手元にお配りしております資料ですが、一つは世界遺産の登録のプロセスのプレゼンテーションを完全にそのまま印刷したものです。

それからもう1枚非常に細かい字体で恐縮ですけれども、文化庁が毎月刊行しております『月刊文化財』という雑誌がございます。これは文化庁の調査官の人たちが中心に書いて出版されている、比較的専門家も一般の方も興味を持たれるような内容で書かれている雑誌の去年の11月号だったのでしょうか、年1回はその雑誌の中で文化庁の担当の方が世界遺産委員会の報告をされます。この記事は、昨年の世界遺産委員会について現在記念物課の世界文化遺産室で調査官をされている西和彦さんが概要報告されたんですけども、その記事の中で、昨年、40件近い世界遺産登録の審査をされた案件のその顛末と言いますでしょうか、イコモスの勧告、更には世界遺産委員会の決定というものをひとまとめに明記し

た内容でございます。それを御覧いただくと、各国が提案したものがイコモス及び世界遺産委員会でどんなふうに使われるのかというのが分かると思います。後ほどまた触れさせていただきます。

それでは、スクリーンに御注目いただきたいと思います。

まずタイトルのページは一応、世界遺産事情 2013 と言うことで、今日現時点での世界遺産、特に富士山、鎌倉についての見方というか動向というのを伝えています。右の方の写真が、ちょっと暗いんですけど浅間大社、左の方が鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮、共に非常に有名な神社建築そして歴史遺産なわけですが、明暗が分かれたということで、後ほど触れさせていただきます。

まず、世界遺産というのは何かという事を簡単に申し上げると、これは国際条約に基づく決め事だと。文化遺産と自然保護に関する条約に基づくもので、画面の右下の方がそのドキュメント、世界遺産条約の文章の表紙ですけれども、その条約 38 の条文からなります。そんなに大きなものではありません。時々我々もこれを思い起さないといけないんですが、条約の理念とはどういうものであるか、その前文に、その条約あるいは世界遺産そのものの理念というのが書かれているわけで、まずその価値観とか理屈から入ってないんですね。この条約というのは地球上には我々が失ってはいけないもの、あるいは失われるかもしれない脅威にさらされているものがあるだろうという事実認識から前文は始まっています。そして失ってはならないような価値を「顕著な普遍的価値」という言葉、皆さんも OUV, Outstanding Universal Value という言葉を御存知かと思いますが、そういう言葉で価値観を表現している。世界遺産に登録するという事はどういうことかという、条約に基づくユネスコの委員会が価値のあるものの一覧表を毎年更新していこう、作っていこうと。それで、その一覧表に掲載することをもって世界遺産登録というふうに我々は通称しているわけです。そして、その登録されたもの、あるいは登録すべきものというのはその保有国に第一の保護責任があるというのは明記されていますけれども、一国だけでなかなかその保護を達成することは難しいだろうという認識の下に、国際社会で協調してその保護を図る、これが世界遺産条約の理念ということになる。

世界遺産は大きく文化遺産と自然遺産に分かれます。そして3つ目のカテゴリーとして複合遺産というものもありますけども、これは文化遺産でも自然遺産でもないというわけではなくて、文化遺産としても、あるいは自然遺産としてもどちらの価値も持っているという、そういう遺産を複合遺産というわけですね。ですから遺産の種類としては2種類ということになります。

そして、似たような条約で無形遺産あるいは記憶遺産なんていうユネスコの制度がありますけれども、そういうものとどこが違うかと言いますと、世界遺産というのは移動可能なものとかあるいは無形遺産というのは対象にならない。建造物や景観やあるいは遺跡といった不動産の物件が世界遺産の対象となる。この辺が基礎的なこととして押さえていただきたい事なんです。

世界遺産の登録を決める委員会、それは現在条約に加盟しているのが190か国位。その中から2年に1回選挙が行われまして21の国が委員国に選出されます。その21の委員国によって毎年委員会が開催される。今年は6月にカンボジアのプノンペンで開催されるんですけども、その場において最終的に世界遺産が決められていく。

日本は何度も委員国になっていまして、昨年からは確か3度目の委員国じゃないかと。だいたい規約上は2年3期務められるんですが、紳士協定というのがありまして、今回は2期2年つまり4年間委員国を務められるのが慣例となっております。ですから、昨年からは4年間くらいは日本は委員国の期間だと理解してもらえれば良いと思います。委員国になれば、こういう委員会の席でいろいろな発言が出来る立場になるということになります。そうした委員会を通じて現在までに登録されている世界遺産は900、文化遺産の数が圧倒的に多くて700件余り。そして日本は今から21年前に加盟しています。実は

世界遺産条約そのものは今から 41 年前の 1972 年に制定され、ユネスコに採択されているんですが、日本は 20 年遅れで加盟して、現在は御承知の通り 16 の世界遺産を抱えていて、一番新しいのは平泉と小笠原で、今度おそらく富士山が加わるという状況であります。

世界遺産が決まっていくプロセスを簡単に確認しておきたいんですが、世界遺産条約のその条約は非常に、ちょうど日本国憲法みたいなもので、条約が採択されて以来、この 42 年まったく条文に変更は加えられていません。実際に具体的に登録というプロセスには、その条約に付随する文書といいますか、作業指針というものがありまして、その 300 条近い条項が盛り込まれた指針の文書ガイドラインとありますが、そこに各自掲載されていて、これは毎年世界遺産委員会で見直しが行われていて、実情にあったいろいろな変更が加えられているというのが実際です。

まず世界遺産の登録に必要なことは、それぞれの国は、将来の世界遺産に登録するべき遺産をあらかじめ世界遺産委員会に報告・提出しておかなければならない。これを暫定リスト、Tentative という言葉を使っているんですけども、これを暫定リストと読んで、その暫定リストにそれぞれの国が将来の世界遺産に登録する。ここから世界遺産登録がスタートするというふうに考えていただきます。

日本は条約に加盟して以来、しばらくは文化庁主導で独自のトップ行政、その判断でこの暫定リストを決め、その中から何をユネスコに申請して登録になっていくのか、中央主導で進められていました。しかし、その暫定リストがだんだん登録がうまくいくとですね、暫定リストの数が減って行って残り少なくなって行って、2006 年だったんですが、次なる暫定リストをどうしようかという時に、いろいろ世間の声も世界遺産というのがすごく高い評価を得るようになって、文化庁としても全国に公募すると、47 都道府県の自治体から提案を受けるという形で、暫定リストを決めることになりました。2006 年、2007 年の 2 年間受け付けて、各地から約 40 件あまりが提案されたんですが、結局現在富士山・鎌倉も含めて、12 件位が暫定リストに掲載されていて、将来の世界遺産本登録を目指している。

我々学校遺産はまだこの暫定リストに入る前の段階である、そこから努力しなきゃいけない状況であるということになります。暫定リストには今日本で 12 件あるんですけども、そこから何をじゃあ世界遺産に推薦する、申請するか。そのためには推薦するための文章を作らないといけない。最終的には国の責任でユネスコに提案するわけですけども、御承知のとおり、12 の暫定リストプラス更にその他のたくさん自治体の世界遺産を目指して努力をされていて、国がそれぞれの候補物件の推薦書を作っていくだけのキャパシティはとてもないので、実際は各自治体、その候補遺産を抱えている自治体が推薦書の案文を作るということを、今言い方は悪いかもしれませんが、競い合っているという状況かと思えます。

最終的にはもちろんその中からですね、国は最も完成度が高いと思われる推薦文書を取り上げて、それで次の第 3 の段階になりますけれども、ユネスコに推薦文書を提出する。提出の時期が、これが条約自体で定められておりまして、毎年 1 月の末か 2 月 1 日までに提出されたものが、世界遺産委員会の審査にかかると決められていて、12 月から 1 月にかけて文化庁は最終推薦としての取りまとめに追われるということになります。

今年の世界遺産委員会では、文化遺産は日本から富士山と鎌倉が提案されていて、2 つの推薦が受け付けられたのですが、これは今年が最後で、来年以降は世界遺産委員会の約束で各国から文化遺産の受付は 1 件に限られる。自然遺産を含めれば 2 件になります。

なかなかその推薦枠をめぐって厳しい状況になるということになってしまう。慣例といいますか、いきなりその推薦文書をデスクに提案する前に、9 月ぐらいの段階で、予備審査を行います。ですから富士山、鎌倉も一昨年 9 月ぐらいに、完成一步手前ぐらいの段階で文章の形式を整えて、皆さんに予備

審査をしてもらうということになります。更に国内的な予備審査としては大体7月、今時分から7月くらいにかけて、来年の1月中に何を推薦するのかという議論の最終段階、国内の最終段階が6、7月くらいということになります。

今年では来年の1月に何が推薦されるのか、いろんな議論がございまして微妙なところです。

1月末までに推薦された文章は直ちにユネスコの事務局からイコモスに回されます。そして、イコモスによる登録の可否についての審査が始まる。申しおれましたが、文化遺産についてはイコモスに回される。そして自然遺産についてはIUCNという自然保護連盟の方に同じような手続きが行われるということになります。

よく現地調査のことが大きく報じられます。昨年8月末に富士山の現地調査でイコモスの方、カナダ国籍の女性が日本に來られました。そして、9月末には中国から鎌倉の現地調査にイコモスの代表の方がみえています。このことは非常に大きく報じられるんですけども、実際の審査というのは、あるいはイコモスとしての勧告文、言えは世界遺産委員会に対するイコモスの見解書、そういうものを作成するのは実際にそのイコモスアドバイザーというんですが、執筆者が別にいらっしやるんです。現地調査に加わる方はレポートは書きますけれども、直接勧告案を作成するプロセスにはタッチされない。実際の勧告案を作成する方は現地調査の報告以外にも、いろいろなチャンネルを通じてその候補になっている物件の情報を送られます。それをデスクレビューと言うんですけども、イコモスの中で作られる勧告案というのは可能な限り、いろんな角度からの情報が集められて、勧告の案文が作られるというふうに御理解いただければいいと思います。

自然遺産についても同じような作業を、IUCNが行っている。

イコモスが用意する勧告の中身としては登録を了承する、そして登録する価値はない。これは今回富士山と鎌倉の2つに提供されたのですが、その中間的なものとして情報照会、これはもう少し、例えば構成資産の範囲についてももう少し明らかな詳しい情報が欲しいとか、緩衝地帯について規制の内容がもう少し欲しいとかですね、いろんな角度からの情報を加えれば登録出来るだろうというのが情報照会。

そしてかなり根本的に見直さないと顕著な決定価値は認められないのではないかと、この場合は推薦書を作り直して3年以上後に再提出をして同じような審査のプロセスを経る、これが登録の延期ということになりますね。

実際こういう判断をする会議というのが、今回の富士山、鎌倉がエントリーした昨年のおそらく12月の初めに、まずイコモスで基本的な方向性は出される。3月ぐらいの時点で最終案がまとめられて、今年の場合だと4月30日だったでしょうか、イコモスからユネスコに勧告案というのが伝達されて公表される。

見にくい写真で申し訳ないですけども、左の方に私がおりますが、実際イコモスの審査の状況の写真はこんな感じですね、パリの小さなビルの一角にイコモスの事務所があります。20人ぐらいのパネルといいますが審議のテーブルが用意されて、狭い部屋ですし詰め状態でテーブルを囲んで、30件ぐらいの世界中から上がってきている候補物件の審査をする。

画面の一番奥のほうに居る、真ん中にいるこの方が座長のイコモスの副会長ですね。だいたいこの左側に座っている人が先ほど申しました勧告の案文を作ってこの審議の場でプレゼンテーションをする方、あまり表に出てきませんけれども、審査の鍵を握っている方です。イコモスはその勧告をユネスコに出しまして、それに基づいてユネスコは世界遺産委員会のテーブルで、イコモスからあがってきた勧告案をそれで良しとするか、あるいは修正するかと言う審議をするわけですね。近年の事例で言いますと石見銀山はイコモスから上がってきた勧告案は登録の延期だったわけですけども、事前に日本政府側で

文化庁で、いろいろ委員国に説得をしてイコモスの勧告案を覆して登録の成果を勝ち得ています。平泉も同じようにイコモスの勧告は登録の延期だったんですが、この場合はあまり、実はイコモスの勧告が覆されるというのは非常に稀な例なんですね、まして登録の延期が登録されるというふうなケースは非常に稀だったんですね。あまりこういうようなこともできないというような配慮もあったのかもしれませんが、平泉の場合は登録延期というイコモスの勧告がそのままユネスコの採点になって、3年後に平泉は改めて推薦書を出して登録にこぎつけたということは、皆さん御承知のことかと思えます。ですから推薦書を提出するのは1月、そしてユネスコの世界遺産委員会で決まるのは翌年の6、7月、ですからほぼ推薦書提出から1年半ぐらいたたないと結果が出ないというのが実情です。

今年の富士山と鎌倉ですけれども、富士山は登録OK、鎌倉は不登録。日本から提案された候補で不登録の扱いというのは初めてですけれども、それぞれの詳しい勧告案はこの画面のようなかたちで英語で日本政府に届けられるんですけれども、それぞれ十数ページの細かい字で詳しく書かれております。その中から富士山に対するイコモスの勧告案の留意点を少し申し上げたいんですけれども、富士山は登録になったわけですが、顕著な普遍的価値について、富士山はですね、30近い構成資産を並べて、一つの普遍的価値を証明しようとしたわけですが、それぞれの構成資産の関わりが分かり易い、それから個々の資産にOUVというものがなっている全体を集めることによって一つの大きな絵の中にそれぞれの資産を置くことによって全体でOUVが示されてる。そういう富士山は異例だということでした。

ただし、富士山は登録されることになるだろうというのはその通りですけれども、なかなか厳しい条件が付いています。それは保存管理の計画が、今回の推薦書に付け加えられたかということによるわけですけれども、それについてはイコモスは決して納得していないんですね。富士山のOUVが保存されるためには、良い富士山にされるためにはもっとしっかりした保存計画を立てないといけない、ということで2年後か3年後ですか、2016年の世界遺産委員会までに、ここに書きましてけれども、文化的景観というアプローチ、あるいは来訪者に対する制限の類とかですね、そういう幾つかの計画をもっと具体的に立てて報告しなさいということを条件を付けています。従来だどこまで厳しい条件が付けばすんなり登録ではなくて情報照会と言う扱いになってもおかしくなかったんじゃないかなと。しかも、御承知の通り、三保の松原を構成資産から外せということまで加わっておりますので、登録にはなるだろうけど、なかなか厳しい内容が附帯しているということを忘れてはいけないなというふうに思います。

それから鎌倉ですけれども、五味先生のいらっしゃるところで恐縮ですが、鎌倉のOUVについて場所の歴史がどれだけ注目に値して重要であるかというのがですね、それは歴史上重要である、それが物によって十分立証されてないといけない、ここが鎌倉にとってはちょっと厳しかったかなというところで

す。例えば基準、これは登録に関して基準が幾つか用意されていますが、武家の伝統というものを鎌倉の価値のまず第一に置いたわけですが、寺院に関連した文化的な側面で精神文化の面では物証はあるけれども、例えば武家の伝統を表わす史跡なんか、あるいは能動的な構えなんかについては若干弱い。それから武家の館跡とか、あるいは唯一の港があるとかそれについては顕著な証拠が不十分である。更に言えば、今の鎌倉の市街地の下に眠っているかつての中世の都市鎌倉、あるいはその政権の所在、あるいは市民生活、都市生活と言うんですか、そういうものを示す物証、そういうものがほとんど提示されていない。そういうことで、武家の古都という文化、あるいは武家の文化的な伝統という面では完全性の観点から適当じゃない。更に武家地としての構え、そして規準云々と言うものを適用しようとしているんですが、それは日本にとっては重要かもしれないが、国際的な比較検討が足りないのでやはりOUVを証明していることにはならないということが指摘されています。

もう時間が来ましたので、この学校遺産について一言だけ申し上げますと、今現在協議会は3つの自治体によって構成されているというふうに理解されますが、一つには閑谷学校の存在を今後どう扱うか、やはり客観的に見て、遺構としてのまとまりや保存具合で、やはり閑谷は外せないというのは私の個人的な見解で、これを今後どんな風にこの協議会で扱うかは是非皆さんに検討をお願いしたいなと思います。一つ一つについて申し上げることはまだありますが、時間が来ているようですのでこのくらいにしたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○高橋会長 はい、それでは若干時間が来ているようなんですけど、今の岡田先生のお話について、何か皆さんの間で御意見とか御感想とか、あるいは岡田先生に対する質問とかございましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

○早川会頭 登録と不登録との間に情報照会と登録延期、このところを御説明もう一度していただけますか。

○岡田先生 情報照会と言うのは基本的には追加文書を出して、それによって改めて世界遺産委員会が判断を下すことができます。ですから文書のやり取りだけで済まされるのが情報照会、登録延期と言うのは、これはもう全く新たに提案をするのと同じだけの作業が必要ということで現地調査も行われるし、審査のプロセスも同じプロセスが繰り返されることになります。

時間がよろしければ一言付け加えたいんですけども、鎌倉と富士山がそれこそ月とすっぽんといえますか、大きく明暗が分かれたんですけども、審査のプロセスがもしかしたら非常に微妙だったんじゃないかと私はちょっと想像を交えてのことなんですけども、文化庁の担当官から聞いた限りでは、今年はイコモスの勧告案がその中間的な情報照会とか登録延期という判断をした件数というのが非常に少なく、登録OK、登録了承かあるいは不登録かという件数が非常に多かった。ですから中間的な部分は出来るだけ避けた、これはおそらく世界遺産委員会での議論の紛糾を予め回避するような、そういう意識がイコモスの中で働いて、中間的な議論は出来るだけ、結局世界遺産委員会に議論を委ねないといけないものは情報照会もしくは延期になったけれども、そうでないものは白黒最初からはっきりさせようという姿勢だった。そこで富士山はどちらかと言えば登録の方に動いた。鎌倉の方はOUVの証明が難しいんじゃないかという判断が強く働いて不登録につながった。その差はそれほど大きいものではなかったかもしれないというふうな印象を、これは私の個人的な見解ですけども思っています。

○高橋会長 はい、よろしいですか。他に誰か、遠慮をせずに、せっかくの機会ですから是非質問してください。はい、どうぞ。

○後藤先生 一つ伺いたいんですけど、14日に官房長官の談話の中で日本遺産と言うひとつの取組を進めるということが出ていました。かねてお話のありました地域からの申請で40件あってですね、あの時に私はちょっと世界遺産という新しい試みに触発されて、今までにない新しい視点で非常に広範囲なあるいは複数の資産を組み合わせながら、新しい日本の文化遺産に対する取組が出てきている。しかし自治体は40倍の中の1つに入らないと、1か0かということになってくる。長崎の教会群とキリスト教関連資産なんかは、離島のたくさんの教会を一つにくくって、くくってみるとすごく自治体があるわけですね。しかし、それが世界遺産にいけば世界遺産なんですけども、いかなければ元の一つか二つの

建造物とかなんかで登録されているということがあって、やはりそこへ行く前の到達点というのが必要じゃないかと私は思っていたんです。そういう意味でそれは一つには暫定リストが出てきますね。これはやっぱり登録のスタンバイというような姿になっているんだけど、しかしそこには何か関わりはないのかということでユネスコの関係の方とも話したんだけど、そこで話したら、政府の方から日本遺産ということを出した。そうするとやはり暫定リストとはイコールかどうか分からないんですけど、世界遺産の取組で出てきた新しい文化の括り、しかもそれは非常に高いレベルの保護行政をやっているんで、それを仮に日本遺産というかたちで位置付けると、各地の取組も目標が少し変わってくると思うんです。それで私は非常に膨大な文化財の中では取り上げにくいものがこういう形で取り上げられるので、どういう形になるにしろ非常に関心を持っているんですが、この辺は先生、これからの話ですけど、これらの提起、何かひとつ動きをするのが良いのかということを含めて、何か御意見を伺いたいと思うんですが。

○岡田先生 はい、この日本遺産の考えですけれども、7、8年前に暫定リストを公募した時からあった話なんですね。一つには最近の特に傾向ですが、世界遺産の候補というのは、いくつもの従来の文化財、重文なり史跡なりというものをいくつも併せてひとつの世界遺産としての価値を生み出している。こういういくつもの文化財を重ねて別の新しい価値観を作るというものは、日本の文化財保護法にはない理念ですね。

そういうのは非常に地域にとって大事ですし、そういう意味で日本遺産というものは世界遺産の暫定リストを作る作らない、あるいは世界遺産に推薦する推薦しないにかかわらず、そういう考え方が新しい日本の文化財の法体系の中に入ってきてても良いんじゃないかと思えますし、まして避けないといけないのは、世界遺産がダメならば日本遺産にするということでは決して国民は喜ばないだろうと、納得しないだろうと思うんで、事前に暫定リストに入る、それに廻る段階で日本遺産というものができれば選定していかないといけないんじゃないかと。おそらく文化財保護法の改正というのにも必要になってくるでしょうし、あるいは別法律になるかもしれませんが、そういうその先回りしたような配慮が必要だろうと思います。

○高橋会長 時間も迫っているようなんですけれども、先程、最後に岡田先生の方から閑谷学校を構成資産とするというのが重要なポイントであるという話をされたんですけれども、もとよりそのような活動もそれぞれ始まる前にやってはいたんですが、そういう意味で今の新しい備前市長さんが元の商工会議所の会頭だと伺っているんですが、これまで何か商工会議所の方でそういう交流だとか、話なんかされたことがあるかどうか、会議所関係でそういう事があればお話いただければと思うんですけど。

今後何か会議所の方で動きをある程度していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○和田会頭 備前の吉村前商工会議所会頭さんは、教育遺産登録に熱心な方でして、民間で何かできないかという事で、吉村前会頭さんが中心になって我々4人が集まることになりました。それで、その吉村前会頭さんが備前の市長さんにおなりになられまして早速お祝いの電話を差し上げまして、もしましたら吉村前会頭さん、現市長さんは、以前熱心におやりになっておりましたので、また加わりたいようなニュアンスの言葉も発せられておりました。

また、日本遺産のことも触れられておりましたが、私どもは今のお話のように備前市に戻ってきてい

ただきたいと思っておりますので、今度お祝いを兼ねて備前市の方にお伺いしようかと。その時ぎくばらんにお話等をさせていただければということ、先程3人でそのようなお話をさせていただきました。今のところ以上です。

○高橋会長 はい、岡田先生の方からも指摘がありましたから、初心に帰ればやはり閑谷学校、なんとしても構成資産に入っていて、そしてこの教育資産として、いわゆる付加価値をもっともっつけていきたいという、そういう思いはこれは共通の理解と思っております。まずは経済界同士の交流を踏まえて、是非それぞれの会頭に御尽力をいただきたいと思っております。もちろん私たち行政としてもしっかり連携協力するような形をこれから探していきたいというふうに思っておりますので、官民共同でこの閑谷学校にもう一度入っていただけないかというような取組をしていきたいと思っております。また先生方にもぜひ何かの折に触れて閑谷学校に入っていただけるようなバックグラウンドづくりを、そういう応援をしていただければと思っております。また県の関係者の方もアンテナを高くしていただき、みんなで力を合わせて閑谷学校に入っていただけるような努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

他に何かありますでしょうか。

なければ、以上を持ちまして第1回協議会を終わりにさせていただきたいと思っております。本日は御協力いただきまして誠にありがとうございました。岡田先生ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。